

議案第32号

令和7年度鹿児島県病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度鹿児島県病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 886床

(2) 患 者 数

延入院患者数	248,454人	1日平均入院患者数	681人
--------	----------	-----------	------

延外来患者数	253,634人	1日平均外来患者数	1,048人
--------	----------	-----------	--------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	病院事業収益	20,477,812千円	
第1項	医業収益	16,479,485千円	
第2項	医業外収益	3,998,327千円	
支		出	
第1款	病院事業費用	23,948,153千円	
第1項	医業費用	23,803,586千円	
第2項	医業外費用	134,567千円	
第3項	予備費	10,000千円	

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額730,866千円は、過年度分損益勘定留保資金730,866千円で補填するものとする。)

収		入	
第1款	資本的收入	1,570,530千円	
第1項	企業債	872,000千円	
第2項	他会計負担金	698,530千円	
支		出	
第1款	資本的支出	2,301,396千円	
第1項	建設改良費	1,300,276千円	
第2項	企業債償還金	987,195千円	
第3項	長期貸付金	13,720千円	
第4項	基金積立金	205千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	県立病院の施設及び設備の整備事業
限度額	872,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行
利率	年7.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,919,474千円

(2) 交際費 682千円

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は 2,614,341千円と定める。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一